令和　７年　４月 23 日

患者さん、ご家族の皆様へ

みやぎ県南中核病院

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の実習協力施設です。
一定の経験を有した看護師が、実技研修として特定行為の実習を行います。実習では医師の指導のもと、患者さんに説明し、同意を得た上で特定行為を実施することがあります。

当院は、令和７年５月より、特定行為研修を修了した看護師（特定看護師）および診療看護師（NP:ナースプラクティショナー）が、医師とともに予め作成した手順書に従い、下表の特定行為を実施します。

令和７年度から実施を予定している特定行為
中心静脈カテーテルの抜去
末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）の挿入
創部ドレーンの抜去
腹腔ドレーンの抜去
直接動脈穿刺法による採血
持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
脱水症状に対する輸液による補正
褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
創傷に対する陰圧閉鎖療法

実施にあたっては、安全に十分配慮して行います。また、患者さんはこれをお断りになっても不利益を受けることはありません。
ご理解とご協力のほどをお願いいたします。

「特定行為に係る看護師の研修制度」「特定行為実施」についてのご相談がある場合には、下記相談窓口をご利用ください。

場所：１階　患者サポートセンター
時間：９時～17 時（土日、祝日を除く）

なお、「看護師の特定行為研修制度」の詳細については、厚生労働省ホームページをご参照ください。URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html